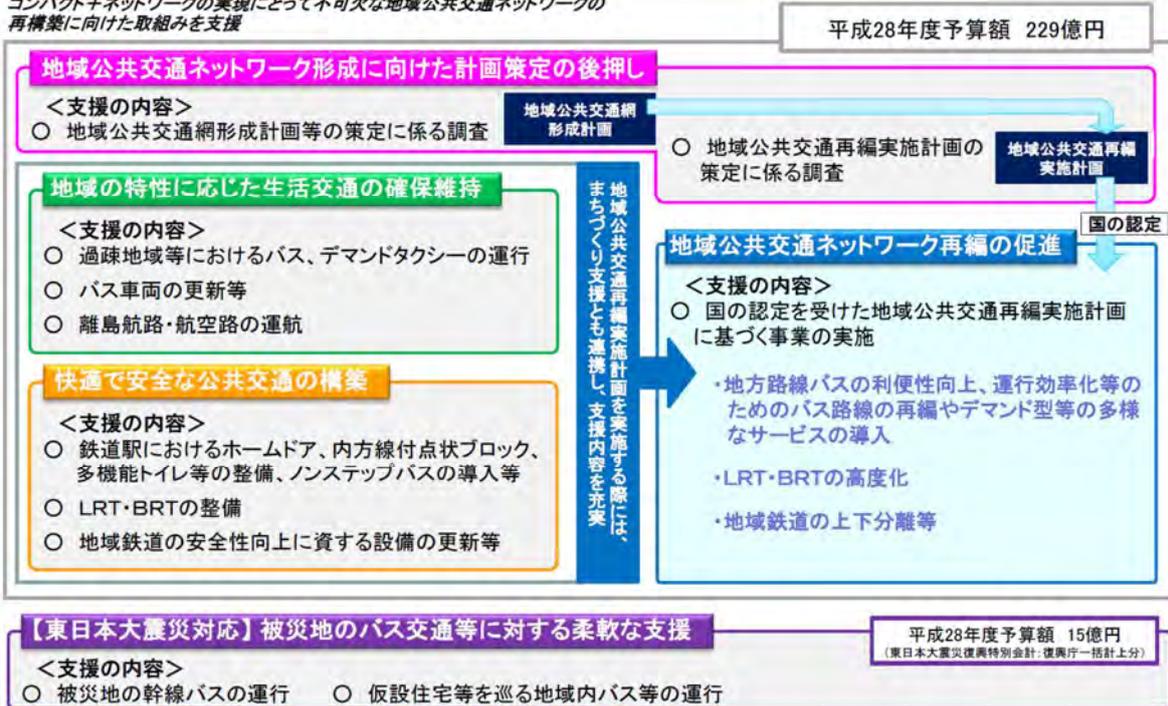


コンパクトネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援



出典：地域公共交通確保維持改善事業 事業全体の概要（国土交通省）
 <<http://www.mlit.go.jp/common/001126307.pdf>>

図 地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援内容

	通常の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に位置付けられている場合の支援内容
地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の策定等 【地域公共交通調査等事業】	計画策定 (定額:上限2,000万円)	計画策定 (定額:上限2,000万円) 利用促進・事業評価 (補助率:1/2) ※地域公共交通網形成計画については最大2年間
路線バス・デマンド型タクシーの運行 【地域公共交通確保維持事業(陸上交通・地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助)】	対象系統 【地域間幹線系統】 ① 複数市町村にまたがるもの ② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの ③ 輸送量が15人~150人/日と見込まれるもの 【地域内フィーダー系統】 ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は交通不便地域における移動手段の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの 【共通】 車両減価償却費等補助又は公有民営補助 (補助率:1/2)	対象系統 【地域間幹線系統】 イ. 路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統 ⇒ ①及び③の要件の適用除外 = 支線系統における小型車両(乗車定員7~10人)の補助対象化 ロ. イの対象となる系統以外の系統 ⇒ ③の要件の緩和(最低輸送量:3人/日) = 小型車両(乗車定員7~10人)の補助対象化 【地域内フィーダー系統】 ①の要件:政令市等以外とする地域限定の解除 ②の要件:従前から運行している系統のみなし適合 【共通】 車両減価償却費等補助、車両購入時一括補助又は公有民営補助 (補助率:1/2)
路線バスからデマンド型タクシーへの転換 【地域公共交通確保維持事業(陸上交通・予約型運行転換経費補助)】	-	デマンド型運行に用いる小型車両(乗車定員7~10人)・セダン型車両(乗車定員6人以下)の補助対象化・購入時一括補助化、予約システムの導入の補助対象化 (補助率:1/2)
離島航路の運営 【地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費等補助)】	対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業 (補助率:1/2)	対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業、左記の補助対象航路から転換する人の運送をする不定期航路事業及び人の運送をする貨物定期航路事業(補助率:1/2)
LRT・BRTの整備 【地域公共交通バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)】	低床式路面電車、運節バスの導入等 (補助率:1/3)	低床式路面電車、運節バスの導入等 (補助率:2/5(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業を実施する場合や、立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略(注)も策定されている場合は、1/2)) (注)国の認定を受けたものに限る。
地域鉄道の安全対策 【地域公共交通バリア解消促進等事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)】	安全設備の整備等 (補助率:1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、財政力指数が厳しい自治体が負担する費用相当分については1/2))	安全設備の整備等 (補助率:1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、自治体が負担する費用負担相当分については1/2))

出典：地域公共交通確保維持改善事業 事業全体の概要（国土交通省）
 <<http://www.mlit.go.jp/common/001126307.pdf>>

図 地域公共交通確保維持改善事業の支援内容

③. 交通サービス調査事業(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金)

訪日外国人旅行者数 4,000 万人、6,000 万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的としている。

交通サービス調査事業は、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。）で、補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村となっている。

補助対象経費は、調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用等）が補助される。

表 計画策定に関する補助率

事業名	補助率
交通サービス調査事業	1/2 (上限額 1,000 万円)

(2) 事業制度

1) 事業制度の種類

①. 軌道運送高度化事業(LRTの導入)

軌道運送高度化事業は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定された、地域公共交通網形成計画における軌道運送高度化実施計画に基づき実施される事業である。

L R Tの導入等により、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保等の運送サービスの質の向上を図る事業である。また、法律上の特例として、計画認定による軌道特許のみなし取得、軌道事業における上下分離方式が認められるとともに、地方債の特例を受けることができる。

②. 道路運送高度化事業(BRTの導入)

道路運送高度化事業は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定された、地域公共交通網形成計画における道路運送高度化実施計画に基づき実施され、B R T等の導入による定時性、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業である。

国土交通大臣の計画認定により、地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けることができる。

また、法律上の特例として、道路運送法の特例（道路運送法 15 条）として、計画認定による事業許可等のみなし取得、地方債の特例を受けることができる。

2) 支線整備事業に関する支援制度

①. LRT導入支援制度の変遷

A. 当初のLRT導入支援制度

LRT新線整備における補助事業は、平成9年に創設された路面電車走行空間改築事業によって始まっている。この事業制度を最初に適用した事例は豊橋鉄道で、駅前広場整備事業に合わせ、結節機能向上を図るため軌道を140m延伸させた。また、富山ライトレールも同事業の適用を受けた路線である。

下図の通り平成21年度まではLRT総合整備事業としてLRTの導入促進が進められていた。これは、LRTプロジェクトの促進のため個別補助事業を同時採択し総合的、一体的支援を行うことを狙いとしていた。

個別補助事業は、それぞれ旧運輸省である鉄道局による軌道事業者に対するLRTシステム整備費補助(1/4補助)と旧建設省である道路局、都市局による地方公共団体に対する道路特別会計を活用した路面電車走行空間改築事業(1/2補助)、一般会計による都市交通システム整備事業(1/3補助)に分けられる。現在、これらが統合された形になっているが、当初の補助制度から大きく内容は変わっていない。

当初は、鉄道局補助として低床式車両、車庫、変電所等インフラ部分で無い部分が支援され、道路局、都市局補助として走行路面や停留所等の道路本体として認められる部分への道路特別会計による支援と車両を除くそれ以外の部分への一般会計による支援がなされ、各局同士の大きな役割分担がなされていた。



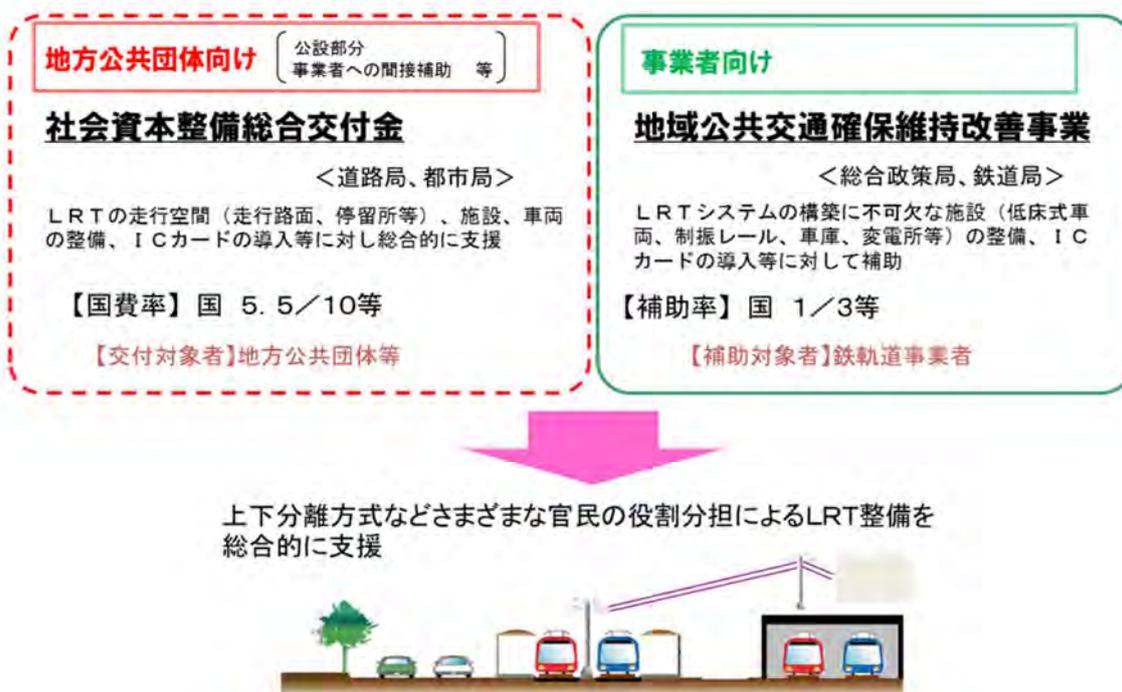
出典：第2回「人間重視の道路創造研究会」説明資料（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/manvaluing/2pdf/2.pdf>

図 LRT総合整備事業（旧事業制度）の概要

その後、平成 22 年に社会資本整備総合交付金が創設され、平成 23 年に地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画、軌道運送高度化実施計画等への支援として地域公共交通確保維持改善事業が創設された。2つの補助スキームの大きな違いは、基本補助率（5.5/10 と 1/3）と補助対象者（地方公共団体等と鉄軌道事業者）である。

1. 社会資本整備総合交付金（社会資本総合整備計画を策定し事業を位置付け）
2. 地域公共交通確保維持改善事業（地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画、軌道高度化実施計画を策定し事業を位置付け）

LRTの整備に対する総合的な支援スキーム



出典：LRTに対する支援制度について（国土交通省 鉄道局資料）

図 平成 28 年 11 月までの LRT 整備に対する総合的な支援スキームの概要（旧支援スキーム）

B. 現在の支援制度

LRT整備の補助スキームについては、

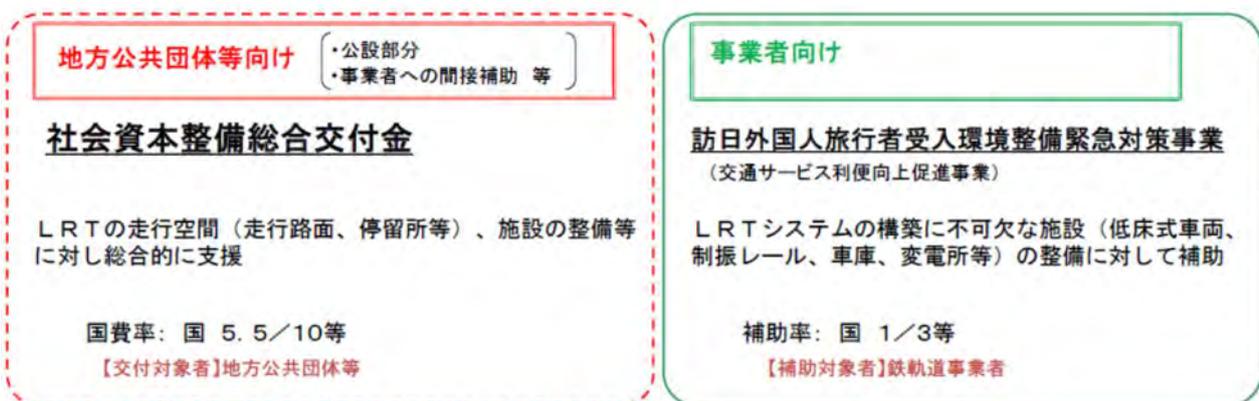
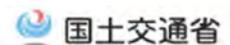
1. 社会資本整備総合交付金（社会資本総合整備計画を策定し事業を位置付け）
2. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（LRT整備計画に基づくLRTシステム整備）
3. 訪日外国人旅行者受入基盤整備事業
4. 訪日外国人旅行者受入加速化事業

の4つが存在する。

上記の内、3.及び4.は平成28年11月に創設された支援制度で、訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、ハード・ソフト両面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図るために創設された。LRT整備は「交通サービスインバウンド対応支援事業」が対象となるが、補助スキームはこれまでの地域公共交通確保維持改善事業と変わらない。

上記、1.と2.3.4の補助スキームの大きな違いは、基本補助率（5.5/10と1/3）と補助対象者（地方公共団体等と鉄軌道事業者）である。

LRTの整備等に対する総合的な支援スキーム



上下分離方式などさまざまな官民の役割分担によるLRT整備を
総合的に支援



出典：LRTに対する支援制度について（国土交通省 都市局資料）

図 現在のLRT整備に対する総合的な支援スキームの概要

次頁以降、各補助の概要を示す。

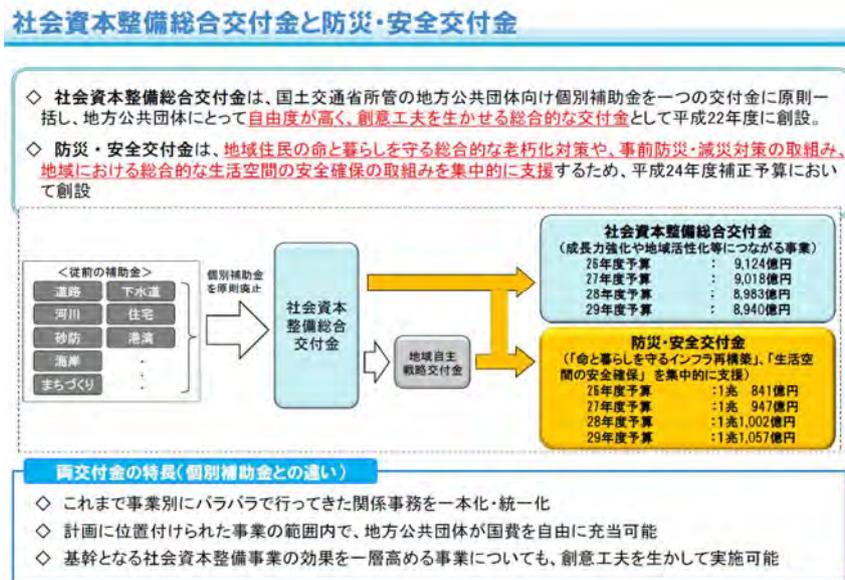
②. 支援制度の内容

A. 社会資本整備総合交付金

制度の概要

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的としている。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設された。



出典：社会資本整備総合交付金の概要（国土交通省）

<<http://www.mlit.go.jp/common/001180372.pdf>>

図 社会資本整備総合交付金の概要

LRT等軌道事業の整備を行う場合には、基幹事業を道路事業とするものと市街地整備事業とするものの2種類がある。

表 LRT整備に関する補助率

事業名	補助率
基幹事業を道路事業とするもの	5.5/10
基幹事業を市街地整備事業とするもの： 都市・地域交通戦略推進事業（都市交通システム整備事業）	1/3

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの選擇が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体 等
- 補助率：1/3（立地適正化計画に位置付けられた事業1/2）



出典：都市・地域総合交通戦略について【概要】（国土交通省）
 <<http://www.mlit.go.jp/common/001018987.pdf>>

図 都市・地域総合交通戦略推進事業の概要

補助対象者

地方公共団体等

補助の内容

i) 都市・地域交通戦略推進事業（都市交通システム整備事業）

1. 事業費：全体事業費 1 億円以上

2. 地区要件：一または二に該当する地区

一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。

i) 立地適正化計画を策定している区域

ii) 都市鉄道等利便増進法第14条第11項に規定する認定を受けた交通結節機能高度化計画において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第2号の区域

iii) バリアフリー法第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第2号の区域

iv) 歴史まちづくり法第5条第8項に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む。）

二 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

※立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。

3. 交付対象事業内容

(社会資本整備総合交付金交付要綱 付属編 付属第Ⅱ編226, 227pより抜粋)

○公共的空間等の整備に関する事業

(1)～(8) 略

(9) 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備

(10) (1)から(8)までの施設の代替となる又は(1)から(9)までの施設と一体となった鉄道施設等の整備

○公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業

(1) 都市情報提供システムの整備

(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備

(3) 歩行活動の増加に資する施設の整備

(4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備

4. 補助の内容

(社会資本整備総合交付金交付要綱 付属編 付属第Ⅲ編524p, 528pより抜粋)

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の3分の1(ただし、立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、居住誘導区域内で人口密度が40人/ha以上の区域内において実施する事業又は居住誘導区域外において都市機能誘導区域であつて、中心拠点区域の要件を満たす区域又は連携生活拠点区域の要件を満たす区域を結ぶ公共交通に係る事業については2分の1とする。)

路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備(路面電車・バス等の公共交通(戦略に位置づけられているものであり、かつ、事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実なものに限る。))に関する停留所(立地適正化計画に位置付けられた事業であつて、かつ、戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。))に位置付けられた事業であつて、かつ、再編実施計画に位置付けられた地域公共交通再編事業に係るもの(民間建築物との合築や民間施設の一部を購入する費用を含む。))、車両基地等の施設(車両(車両改造を含む。))を除く。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費 公共交通に関する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費 公共交通に関する施設の実実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共交通に関する施設の整備に要する費用